

全国醸造機器工業組合における物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画

2023年12月
全国醸造機器工業組合

全国醸造機器工業組合の所属各社においては、物流の適正化・生産性向上を図るべく、次に掲げる諸事項に徹底的に取り組んでまいります。なお、各取組のスケジュールは次図の通りです。

取組事項	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	
発荷主事業者・着荷主事業者に共通する取組事項	物流業務の効率化・合理化の推進	物流統括者の選定	物流の改善提案と協力の推進					
	物流業務の効率化・合理化の推進	荷待ち時間・荷役作業等にかかる時間の把握	荷待ち・荷役作業等時間の削減					
	運送契約の適正化の推進		運送契約の書面化					
			荷役作業等に対する対価の支払い					
			運賃と料金の別建て契約の推進					
			燃料サーチャージの導入・燃料費当の上昇分の価格への反映					
輸送・荷役作業等の安全の確保		異常気象時等の運行の中止・中断						
発荷事業者としての取組事項	物流業務の効率化・合理化の推進		出荷に合わせた生産・荷造り等					
	物流業務の効率化・合理化の推進		運送を考慮した出荷予定時刻の設定					
発荷事業者としての取組事項	物流業務の効率化・合理化の推進		納品リードタイムの確保					

1. 発荷主事業者・着荷主事業者に共通する取組事項

■物流業務の効率化・合理化

①荷待ち時間・荷役作業等にかかる時間の把握

発荷主事業者としての出荷、着荷主事業者としての入荷に係る荷待ち時間及び荷役作業等（荷積み・荷卸し・附帯業務）にかかる時間を把握します。

※荷待ち時間とは、集貨又は配達を行った地点（集貨地点等）における到着日時から出発日時までの時間のうち、業務（荷積み、荷卸し、附帯業務等）及び休憩に係る時間を控除した時間（待機時間）のこと。

※附帯業務とは、品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務のこと。

②荷待ち・荷役作業等時間の削減

物流事業者に対し、長時間の荷待ちや、運送契約にない運転等以外の荷役作業等をさせません。また、荷待ち、荷役作業等にかかる時間を2023年比で削減に向けて努めます。

また、物流事業者が貨物自動車運送事業法等の関係法令及び法令に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう、必要な配慮を行います。

③物流管理統括者の選定

物流の適正化・生産性向上に向けた取組を事業者内において総合的に実施するため、物流業務の実施を統括管理する者（役員等）を選任します。物流管理統括者は、物流の適正化・生産性向上に向けた取組の責任者として、販売部門、調達部門等の他部門との交渉・調整を行います。

④物流の改善提案と協力

発荷主事業者・着荷主事業者の商取引契約において物流に過度な負担をかけているものがないか検討し、改善します。また、取引先や物流事業者から、荷待ち時間や運転者等の手作業での荷積み・荷卸しの削減、附帯業務の合理化等について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案を行います。

■運送契約の適正化

⑤運送契約の書面化

運送契約は書面又はメール等の電磁的方法を原則とします。

⑥荷役作業等に係る対価

運転者が行う荷役作業等の料金を支払う者を明確化し、物流事業者に対し、当該荷役作業等に係る適正な料金を対価として支払います。

また、自ら運送契約を行わない荷主事業者においても、取引先から運送契約において定められた荷役作業等を確認し、当該荷役作業が運送契約にないものであった場合も、発・着荷主事業者間で料金を支払う者を明確化し、当該者から取引先又は物流事業者に対して別途対価を支払います。

⑦運賃と料金の別建て契約

運送契約を締結する場合には、運送の対価である「運賃」と運送以外の役務等の対価である「料金」を別建てで契約することを原則とします。

⑧燃料サーチャージの導入・燃料費等の上昇分の価格への反映

物流事業者から燃料サーチャージの導入について相談があった場合及び燃料費等の上昇分や高速道路料金等の実費を運賃・料金に反映することを求められた場合には協議に応じ、コスト上昇分を運賃・料金に適切に転嫁します。

⑨下請取引の適正化

運送契約の相手方の物流事業者（元請事業者）に対し、下請に出す場合、⑤から⑧までに
ついて対応することを求めるとともに、多重下請構造が適正な運賃・料金の収受を妨げる一因となることから、特段の事情なく多重下請による運送が発生しないよう留意します。

■輸送・荷役作業等の安全の確保

⑩異常気象時等の運行の中止・中断等

台風、豪雨、豪雪等の異常気象が発生した際やその発生が見込まれる際には、無理な運送依頼
を行いません。また、運転者等の安全を確保するため、運行の中止・中断等が必要と物流事業者
が判断した場合は、その判断を尊重します。

2. 発荷主事業者としての取組事項

■物流業務の効率化・合理化

①出荷に合わせた生産・荷造り等

出荷時の順序や荷姿を想定した生産・荷造り等を行い、荷役時間を短縮します。

②運送を考慮した出荷予定時刻の設定

トラック運転者が輸配送先まで適切に休憩を取りつつ運行することが可能なスケジュールが
組めるよう出荷予定時刻を設定します。

③出荷情報等の事前提供

貨物を発送する場合に、物流事業者や着荷主事業者の準備時間を確保するため、出荷情報等を
早期に提供します。例えば、出荷オーダー確定が当日になった場合、輸送手段を見込みで確保す
る必要が生じ、急な輸配送依頼や荷待ち時間の発生につながるため、可能な限り出荷の前日以前
に出荷オーダーを行います。

混雑時を避けた出荷

道路が渋滞する時間や混雑時間を避け、出荷時間を分散させます。

3. 着荷主事業者としての取組事項

■物流業務の効率化・合理化

①納品リードタイムの確保

発荷主事業者や物流事業者の準備時間を確保し、輸送手段の選択肢を増やすために、発注から納品までの納品リードタイムを十分に確保します。納品リードタイムを短くせざるを得ない特別な事情がある場合には、自ら輸送手段を確保する（引取物流）等により、物流負荷の軽減に取り組みます。

以上